

特集：働き方改革関連法の概要・上 2

1 カ月100時間など罰則付き上限規制を盛り込む

時間外労働を最大で月 100 時間（休日労働を含む）、年 720 時間とする罰則付きの上限規制などを新たに盛り込んだ「働き方改革関連法」が公布された。今号では「上」として、①労働基準法、②労働安全衛生法、③労働時間等設定改善法、の法律改正後の概要を紹介する。

好評連載 ◆同一労働同一賃金時代のパート賃金 [15] 38

実践⑨ 新・パート人事制度を設計する(1)

株式会社働きかた研究所 平田未緒

◆「多様な働き方」時代の賃金設計 [38] 45

実際に賃金制度を構築する－製造業 P 社のケース－⑫

株式会社プライムコンサルタント 田中博志

◆職場トラブル解決のヒント！ [51] 56

職場内での秘密録音は裁判で証拠になる？

弁護士 岸田鑑彦

◆全国ハローワーク探訪 [686] 60

地域のために信頼されるハローワークを目指して

長崎・長崎公共職業安定所 山崎隆

ニュース 政府として数値目標を初めて示す（「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を改定）／額は 95 万 3905 円で過去最高に（経団連・大手夏季賞与の最終集計）／全国加重平均 26 円の引き上げを（30 年度地域別最賃額改定で中賃審が目安額を答申）／雇用類似の保護の在り方、検討を（労働政策基本部会の報告書案を公表）／今月の資料室 24

< Labor Radar vol.85 > 28

労務相談室 改正労基法第 36 条の時間外の上限時間／「1 カ月 100 時間未満」の違いは 58

読者アンケート 63

編集後記 64